

第 6 次長野県男女共同参画計画の策定及び DV防止・女性支援等専門ワーキンググループ開催について

人権・男女共同参画課
こども・家庭課児童相談・養育支援室

1 計画策定の趣旨

県では、平成 13 年度に第 1 次長野県男女共同参画計画を策定以来、5 年ごとに新たな計画の策定を行い、現在は第 5 次計画（令和 3～7 年度）の下、男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進しているが、令和 7 年度に現行計画が最終年度になるため、後継の第 6 次計画を策定する。

2 計画策定の基本的な考え方

- (1) 「長野県男女共同参画社会づくり条例」の基本理念を踏まえつつ、これまでの取組の成果と課題及び本県の現状、特徴などを勘案した計画とする。
- (2) 国の次期男女共同参画基本計画や、県総合 5 か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」をはじめとする各種計画との整合を図る。
- (3) 「信州未来共創戦略」の男女共同参画に関する取組の具現化を図る。
- (4) DV防止や困難な問題を抱える女性への支援の状況を踏まえた計画とする。
- (5) 策定過程における県民、市町村、関係団体等からの意見聴取結果及び国内外の社会情勢を踏まえた計画とする。

3 計画の概要

- (1) 計画期間：令和 8 年度～12 年度（5 年間）
- (2) 計画の性格：以下の計画を一体的に策定

計画名	根拠法令	内容
男女共同参画計画	男女共同参画社会基本法第 14 条第 1 項	総合的かつ長期的な男女共同参画社会の形成の促進に関する施策等を定める計画
女性活躍推進計画	女性活躍推進法* ¹ 第 6 条第 1 項	女性の職業生活における活躍の推進に関する取組等を定める計画
<u>DV防止基本計画</u>	DV防止法* ² 第 2 条の 3 第 1 項	DVの防止及び被害者保護のための施策実施に関する基本的計画
<u>女性支援基本計画</u>	女性支援新法* ³ 第 8 条第 1 項	困難な問題を抱える女性への支援のための施策実施に関する基本的な計画

※下線の 2 計画については今回から統合する

*1 女性活躍推進法：「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

*2 DV防止法：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

*3 女性支援新法：「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

4 DV防止・女性支援等専門ワーキンググループについて

DV防止基本計画及び女性支援基本計画に該当する部分については、専門的な知識・経験等を踏まえた検討を行うため、男女共同参画審議会委員を含む専門WGにより議論を行う。

5 策定等のスケジュール（予定）

時期	男女共同参画計画（全体）	WGにおける議論・検討
令和6年度	第1回審議会（7月）進捗状況 第2回審議会（12月）諮問 第3回審議会（3月）論点洗い出し	
令和7年度 第1四半期	第1回審議会 骨子案の検討	第1回WG 課題・今後の取組
第2四半期	第2回審議会 素案の検討	第2回WG 骨子案検討 （7月～8月上旬）
第3四半期	第3回審議会 答申案検討・答申	第3回WG 素案検討 （10月～11月）
第4四半期	～パブリックコメント～ （12月～1月） 計画決定	